



ごあいさつ

真っ白な銀世界に心洗われる季節がやってきました。ショッピングセンターでは大きなクリスマスツリーが飾られ、鉄道駅はキャリーバッグを引いて歩く旅行者でごった返しています。早いものでNPO法人ゆいネット北海道を開設してから5年の歳月が流れました。この5年間で1570件を超える相談があり、電話相談、面接相談、付き添い支援など多くの支援に携わることが出来ました。

SACRACH(さくらこ)を開設して幼児や少女の性被害が多いことに驚く毎日でした。特に最近の傾向としてSNSを介しての性被害の深刻さが目立ちます。被害女性が個人情報を加害者に詳細に把握され脅されて被害にあい、警察に相談しても加害者の情報が全く分からない為に捜査が出来ない、といった現実に呆然としています。

『私は相手の男性を告発したいのではありません。性犯罪の被害者が泣き寝入りせざるを得ない日本の司法システムや捜査方法、そして被害者に対して不寛容な社会のあり方を少しでも改善したくて声をあげたのです。』レイプ被害手記を発表した伊藤詩織さんの声です。加害男性は日本の政権中枢とも密接な関連のある人物で、被害の訴えが彼女の未来の大きなリスクとならない事を祈っています。

ハリウッドの有名プロデューサーによる女優たちの性暴力被害の告発に始まり、年齢・国籍・人種を超えてTwitterやFacebookなどSNSを通じ世界中で性暴力や性的嫌がらせ被害の告発が続いています。アメリカの女優が「#Me Too」というハッシュタグ使用を呼びかけ性暴力告発が一気に世界中に広がっています。日本でも年配の女優が芸能界の性暴力の蔓延をテレビ番組内で話しています。

2015年3月発表の内閣府調査によると、「日本女性の15人に1人は異性から無理やり性交された経験がある。」加害者との関係は、交際相手・元交際相手30%、配偶者・元配偶者20%、職場の関係者など13.7%、学校や習い事の関係者など4.3%、全く知らない人11.1%、などと報告されています。被害女性の70%は誰にも相談しておらず、友人知人に相談した被害女性は20%です。この調査は3年ごとに実施されていますが、前回の2011年度調査の報告と全く変わっていません。

このことから被害者から相談を受けたときに、正しい知識を持ち、病院受診を勧めたり性被害者支援センターを紹介したり警察への届出を助けるなどの適切な行動ができる人を増やしていくことが肝要です。

2015年から始めた性暴力被害者支援ナース育成講座は延べ100名を超える受講者があり、2016年からはナースによる証拠採取の講義を始め、女性婦人科医不足を補う力強いパワーとして期待されます。また、アドボケーターの養成も行ってきましたが更にカウンセリングスキル、医療知識、行政サービスの知識を持つ相談支援員の育成を行って参ります。

皆様のご支援で性暴力被害者支援のシステムが少しずつ構築されております。この活動は北海道と札幌市の予算に加え、皆さまからのご寄付で成り立っており、深く御礼申し上げます。

今後ともご協力ご支援を賜りますようお願いいたします。

2017年11月吉日

認定NPO法人ゆいネット北海道
理事長 堀本江美



【性犯罪について刑法が改正されました】

—2017年7月13日から施行—

■主な改正点

「強姦罪」から「強制性交等罪」への変更

被害者が女子に限られていたのが、性別を問わないこととなり、暴行又は脅迫を用いて、性交、肛門性交又は口腔性交をすることも「強制性交等」となります。

これまで、強制わいせつ罪で裁かれていた行為の一部が、より重い罪に問われることとなりました。

「監護者性交罪」「監護者わいせつ罪」の新設

18歳未満の者に対し、親など監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為をした者や性交等をした者は、暴行、脅迫を用いていない場合でも、強制性交等罪や強制わいせつ罪と同様に処罰されます。

これまで、親など監護者に拒絶できない立場・状況にある子どもなどに、意に反した性交等またはわいせつ行為をした親などの監護者が、暴行、脅迫がなかったことを理由に強姦罪や強制わいせつ罪に問われなかったのを見直しました。

「性犯罪を全て非親告罪に」

被害者が、告訴をしなくても起訴できるようになりました。

これまで、性犯罪の多くは被害届だけではなく、被害者の「告訴」がないと起訴できず、子どもや知的障害のある被害者の告訴能力が疑問視されたりしたことがありましたが、今後は、刑事裁判で告訴能力の問題により門前払いをされることはなくなります。

「性犯罪の法定刑の引き上げ」

旧	新
・強姦罪・準強姦罪 3年以上の <u>有期懲役</u>	・強制性交罪等・準強制性交罪等 5年以上の <u>有期懲役</u>
・強姦致死傷罪・準強姦致死傷罪 無期又は5年以上の <u>有期懲役</u>	・強制性交等致死傷罪・準強制性交等致死傷罪 無期又は6年以上の <u>有期懲役</u>
<新設>	・監護者性交罪等 5年以上の <u>有期懲役</u> ・監護者わいせつ罪等 6カ月以上10年以下の <u>懲役</u>

これまで、性犯罪の法定刑は、深刻な被害の実態に照らして軽すぎると指摘されてきましたが、ようやく厳罰化されました。

■残された主な課題

これまでは、親告罪でしたので、加害者が逮捕されても、刑事罰を科すかどうか被害者が決めるように決断を迫られていたのが、非親告罪となり、被害者の精神的負担が軽くなったといえます。しかし、被害者が声を上げると、警察、医療、精神的ケアなど、被害者が支援され、救われると信頼できる状況を整え、それらを担保する制度を確立しない限り、刑法の改正だけでは被害者の潜在化の解消は困難であると思われます。

そして、強制性交罪等の暴行・脅迫要件は、旧強姦罪と変わらず維持されたままです。暴行は被害者の抵抗を著しく困難にする程度が必要だという裁判所の解釈が依然高いハードルとなります。性被害者の恐怖など心理を科学的客観的に理解することにより、この解釈の見直しを図ることが、残された大きな課題の一つではないかと考えます。

弁護士 成田教子

SACRACH相談システム

まずはお電話ください
050-3786-0799

Q. 相談員は女性
ですか？

A. 全員女性です。

あなたのお話を
聞きます。

一緒にできることを
考えます。

産婦人科、精神科、小児科、
弁護士等、性被害を理解して
いる協力機関へご紹介します。

Q. 相談員は どのな
方ですか。

A. 講習を修了した 性
暴力被害支援 専門
スタッフです。

希望者には警察・病院への
付き添いも行います。

必要な方は 相談を継続でき
ます。

電話相談	月～金 13:00～20:00 (土日祝祭日、12/29～1/3を除く)
面接相談	1回30分 無料
付き添い支援	電話または面接相談をご利用の方には、関係機関(病院、弁護士、警察、区役所など)への付き添い支援を行っています。
協力機関の紹介	産婦人科、精神科、小児科、弁護士等、性被害を理解している協力機関へご紹介します。
ホームページ	http://yuinet-hokkaido.com/ (ゆいネット北海道) http://sacrach.jp/ (さくらこ) ※名前で検索できます。

あなたにできること

被害を受けられた方へ

あなたは悪くありません。自分を責めないでください。どうしたらいいかわからないと言う状態になるのは当たり前です。「さくらこ」に電話をしてください。これからのことを一緒に考えましょう。

○警察への届け出

警察へ行く勇気がない場合には、「さくらこ」の支援員が同行します。

○緊急避妊薬

被害後72時間以内であれば、産婦人科で緊急避妊薬を処方してもらえます。

ご家族・周囲の方へ

もし、あなたの身近な方が性暴力被害を受けたら、ショックを受け、怒りや悲しみで混乱するかもしれません。でも、あなたが混乱すれば被害者はますます追い込まれてパニックに陥ります。まず、あなたが落ち着いて冷静になることが必要です。そして、できるだけ早く専門の相談機関に相談しましょう。早ければ早いほど、被害を受けられた方の早期救済・回復につながります。

見守ってください。

励ましや過剰な心配は本人がつかなくなるだけです。
本人の意思を尊重して見守ってください。

信じてあげてください。

こころとからだの回復にかかる時間には個人差があります。
本人の回復力を信じ、温かく支え続けてください。

責めないでください。

被害者本人を責めないでください。被害者には落ち度も責任もないことを繰り返し伝えてください。

ご家族・被害者を支えているあなたも相談してください。

「どうやって被害者を支えていいかわからない。」「話をきいてたら辛くなってしまった…」という思いを抱えていたら、ぜひ相談をしてください。



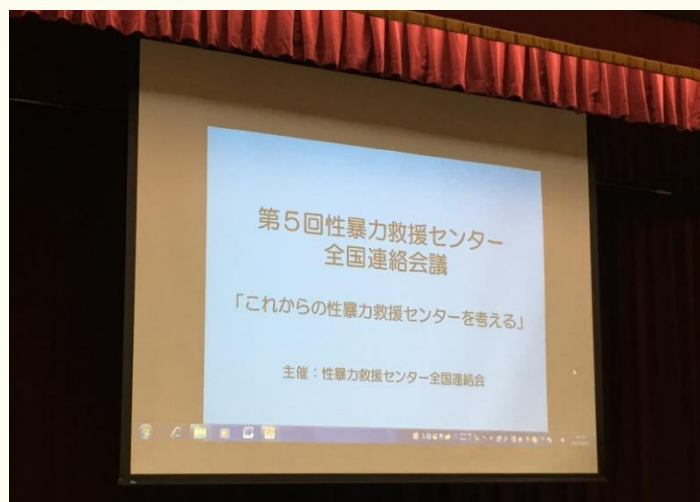
第5回性暴力救援センター全国連絡会報告

2017年9月17日・18日の二日間、大阪府で「性暴力救援センター全国連絡会第5回全国連絡会議」が開催され、当法人理事である弁護士、須田布美子が出席致しました。

全体会は、全国の救援センターの活動調査票集計結果と、その考察についての発表から始まりました。しかし、全国のセンターは、病院拠点型なのか相談センター連携型なのか、24時間なのか時間が限定されているのか等の形態や支援体制だけでなく、付添支援もできるかどうかなど行っている支援の内容にもかなりのバラつきがあり、有意な統計結果は得られなかったようです。この「支援体制や支援内容のバラつき」は、午後の分科会や、翌日の交流会でも話題になりました。この点は、財源の問題と密接に関わってくるので、国による、より積極的な給付によって、全国どこにいても十分な支援が受けられるようになることを願うところです。

その他、韓国のワンストップ支援センターの報告があり、先進的な取り組みが紹介されたほか、刑法改正についての検討などもなされました。今回の全国連絡会における最も重要な情報提供としては、多発するレイプドラッグ被害についてです。「SARC東京」からは、薬物を利用した準強姦事件の経過が紹介されるとともに、警察捜査における尿検査等のルーチンを求めている旨の報告がありました。

薬物については2日目の交流会でも話題になり、小グループでの懇談においては、そこにいる全員が薬物を用いたと思われる性被害について相談を受けたことがあるということがわかり、思った以上に蔓延しているということを恐ろしく感じました。被害者本人でさえ被害当時の記憶が曖昧なケースも多く、相談対応の難しさと、早期の証拠収集（尿検査、血液検査等）の重要性を痛感しました。今後も、他の地域と連携を図りつつ、このような情報収集に努め、支援の強化につなげていきたいと思っております。



弁護士 須田布美子

●性暴力被害者支援のための研修・SANET養成講座 ・SANET(サネット:性暴力被害者支援専門看護職)

2017年7月1～2日(土・日) 9月2～3日(土・日) 12月2～3日(土・日) 全6日間

この講座では看護職の方には性暴力被害者の証拠採取を医師の指示のもとに実施できる看護職(SANET)も要請する講座にしました。証拠採取の実習を行い、全講座出席者には修了証および看護職の方にはSANET修了証を授与します。

(ワークショップなどを取り入れた有意義な講座です。)



ゆいネット北海道の活動(2016年12月～2017年11月)

2016年度	
12月3-4日	2016年度性暴力被害者支援員養成講座 3回目
15日	道警函館方面本部長 来訪 会議
26日	平成28年度デートDV・性教育に関する研修会 帯広 講師派遣 札幌医学雑誌第85巻 活動報告「性暴力被害者支援センター北海道」論文発表
1月12日	平成28年度デートDV・性教育に関する研修会 苫小牧 講師派遣
14日	第13回さくらこ運営委員会・第22回カンファレンス
2月10日	平成28年度若年層における交際相手からの暴力防止に関する全道セミナー 講師派遣
16日	望まない妊娠等相談体制検討会議
3月4日	性虐待初期対応RIFCR(リフカー)研修主催
6日	札幌高等検察庁パネルディスカッション 講師派遣
3月25日	第14回さくらこ運営委員会・第23回カンファレンス
2017年度	
4月24日	道警函館方面本部長 来訪 会議
5月12日	NPO法人ゆいネット北海道 総会
6月15日	北海道&さくらこ会議
7月1-2日	2017年度性暴力被害者支援のための研修講座SANET 1回目
15日	第15回さくらこ運営委員会・第24回カンファレンス
22日	第35回北海道思春期研究会 講師派遣
8月17日	道内協力病院に関する打合せ(道警、北海道、札幌市、さくらこ)
24日	平成29年度北海道被害者連絡協議会 参加
26-27日	第36回日本思春期学会・学術総会における発表
9月2-3日	2017年度性暴力被害者支援のための研修講座SANET 2回目
12日	北海道警察学校 性犯罪捜査専科第5期生講義 講師派遣
22日	第16回さくらこ運営委員会・第25回カンファレンス
27日	性の健康と安全教育・デートDV防止教育出前講座 札幌大谷中学校
10月13日	北・ほっかいどうカウンセラー養成1級講座 講師派遣
21日	第52回北海道学校保健学会 講師派遣
11月24日	犯罪被害者週間啓発活動 (JR札幌駅、すすきの交差点)
今後の活動	
12月2-3日	2017年度性暴力被害者支援のための研修講座SANET 3回目
2日	シンポジウム「メディカルギャップを考える」 共催
20日	障がい者福祉担当職員向け講座 講師派遣
1月13日	第17回さくらこ運営委員会・第26回カンファレンス
4月2-8日	フランス・パリ視察研修

ご寄付・賛助会員登録のお願い

NPO 法人ゆいネット北海道は、2017年10月20日より仮認定から、認定NPO法人になりました。寄付金は税額控除の対象となります。詳しくは次ページをご覧ください。

北海道に性暴力被害者の支援のためのワンストップセンターを作ることを目指すとともに、被害者にも加害者にもさせないための勉強会や講演会などを行っています。活動資金が不足しているため、皆様からのご寄付を必要としています。また、私たちの活動理念に賛同して賛助会員として入会していただける方も募集しておりますので、事務局まで お問い合わせください。皆様からの暖かいご支援をお待ちしております。

お振込先	ゆうちょ	02700-4-98598	ゆいネット北海道
	ゆうちょ銀行 二七九支店	当座	0098598 ゆいネット北海道
	北洋銀行	北七条支店	普通 3993540 特定非営利活動法人ゆいネット北海道

ご寄付・賛助会員としてご支援いただいた皆様 (平成 28 年 11 月 1 日～平成 29 年 11 月 15 日現在)

井越玲子 伊古田明美 石岡透 薄木宏一 遠藤征子 大久保淳子 太田洋子 大森洋見 奥山春野 小野欧美 小野寺るみ子
小島昌規 嘉屋桂子 菅野範一 菊池由生子 工藤正尊 國田裕子 黒川輝世 小葉松洋子 小林郁子 笹森由美子 佐藤静子
早苗麻子 佐野仁美 澤田香織 鈴木美紀 須田布美子 須田靖子 関 利盛 高橋 明 高橋裕美 竹澤範子 田代喜代
建田早百合 遠山三四夏 土田伸子 長井桂 成田教子 西尾千恵子 西谷雅史 畑中佳奈子 濱田啓子 張江明美 日笠倫子
平山恵美 廣川容子 深澤佐和子 藤根美穂 干場芳子 堀本江美 舩森直哉 松橋めぐみ 松本伊智朗 三浦晶代 美口真紀
三宅由美 宮崎みち子 宮本晶恵 向井ゆり 元木裕美 守内順子 森川玲子 八代真由美 柳内聖香 山口美奈子 山田恵子
山本明美 山家英子

- ・足立皮膚科美容外科クリニック・ごきそレディースクリニック・国際ソロプチミスト札幌・西尾皮膚科医院・北海道女性医師の会
- ・本間内科医院・萌クリニック・北海道産婦人科医会・やんべ皮膚科クリニック・清田ウィメンズクリニック・堀口クリニック
- ・そらいろこどもクリニック・六条医院・苗穂レディースクリニック・ウィメンズクリニック札幌・みよか内科クリニック
- ・泰伸データウエアハウス(株)・愛育病院・今井内科小児科医院・ふるや内科・(株)共同購買会

(敬称略・順不同・お名前掲載不可の方は記載しておりません)

皆様の温かいご支援に心より感謝申し上げます。



寄付者に対する税制優遇措置

個人あるいは法人が認定・仮認定NPO法人に寄付した場合、寄付金控除や損金算入などの税制優遇措置が受けられます。

■個人による寄付

個人による寄付金は、「所得控除」か「税額控除」のいずれか有利な方を選択できます。ご申告の際には最寄りの税務署にご相談のうえ、ご自身にとって有利な方を選択してください。

■法人による寄付

法人が認定(仮)NPO法人に対して支出した寄付金は、一般寄付金の損金算入額とは別に特別損金に算入限度額の範囲内が損金に算入されます。詳しくは最寄りの税務署にお尋ねください。

□控除を受けるための手続き

所轄税務署にて確定申告を行ってください。年末調整で申告することはできません。

当法人が発行する「寄付金受領証明書」を添付して申告してください。

認定NPO 法人ゆいネット北海道

事務局：TEL / FAX 011-768-8600

HP：http://yuinet-hokkaido.com